

広島県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年八月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田丸門田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町吉田字大下二番一地从先から 三原市久井町吉田字向山六八一番三地从先まで	新	旧	一四・〇〇〇 四四・〇〇〇	二七〇・〇〇	ルート変更 不用物件延長 二二・五〇 メートル
	新	旧	七・〇〇〇 三・〇〇〇	六九五・〇〇	
三原市久井町吉田字向山六八一番二地从先から 三原市久井町吉田字得目六三三番一地从先まで	新	旧	一一・二二〇 四一・六〇〇	六九〇・〇〇	拡幅
	新	旧	三・七〇〇 三・九〇〇	二〇・〇〇	
三原市久井町吉田字得目六三三番一地从先から 三原市久井町吉田字得目六三二番一地从先まで	新	旧	三・七〇〇 三・九〇〇	二〇・〇〇	ダブルウェイ
	新	旧	二一・四〇〇 一八・四〇〇	二〇・〇〇	
三原市久井町吉田字得目六三二番一地从先から 三原市久井町吉田字得目六二九番一地从先まで	新	旧	二〇・五〇〇 五六・〇〇〇	八五・〇〇	拡幅
	新	旧	四・〇〇〇 九・〇〇〇	九五・〇〇	

三原市久井町吉田字得目六二九番一地从先から 三原市久井町吉田字得目五四一番一地从先まで		二・五〇〇 一〇・五〇〇	八五七・〇〇〇	
三原市久井町吉田字得目六二九番一地从先から 三原市久井町吉田字大久保五四一番一地从先ま で 三原市久井町吉田字得目六二九番一地从先から 三原市久井町吉田字大久保五四一番一地从先ま で		二・五〇〇 一〇・五〇〇 一〇・〇〇〇 七三・三〇〇	八五七・〇〇〇 八三九・〇〇〇	ダブルウエイ
尾道市御調町野間字鄙三二二番三地从先から 尾道市御調町野間字鄙三三〇番五地从先まで		二・七〇〇 四・二〇〇	二四三・〇〇〇	
尾道市御調町野間字鄙三二二番七地从先から 尾道市御調町野間字鄙三三〇番五地从先まで		二・七〇〇 一三・二二〇 一〇八・一〇〇	二四三・〇〇〇 二一六・〇〇〇	ダブルウエイ
尾道市御調町野間字鄙三三〇番五地从先から 尾道市御調町野間字鄙三三〇番一九地从先まで		三・〇〇〇 五・五〇〇	二八〇・〇〇〇	拡張
新	旧	新	旧	新
二・五〇〇 一〇・五〇〇	二・五〇〇 一〇・五〇〇	二・五〇〇 一〇・五〇〇 一〇・〇〇〇 七三・三〇〇	二・五〇〇 一〇・五〇〇	二・五〇〇 一〇・五〇〇 一〇・〇〇〇 七三・三〇〇
二八〇・〇〇〇	二八〇・〇〇〇	二四三・〇〇〇 二一六・〇〇〇	二四三・〇〇〇	二四三・〇〇〇 二一六・〇〇〇
拡張		ダブルウエイ		ダブルウエイ